

医薬第 1838 号
平成30年10月30日

各保健所設置市保健所長 様
各道立保健所長 様

(北海道) 保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

地域医療構想の進め方を踏まえた医療機関の開設等の許可申請等への対応
について

地域医療構想の進め方については、平成30年5月24日付け地医第312号により、新たな医療機関の開設や増床への許可申請等への対応に関し、地域医療構想調整会議等において情報共有等の対応を行うよう示されたところですが、今後、具体的な手続き等については、以下のとおりとしますので、取扱いについてお願いするとともに、貴管内郡市医師会あて周知願います。

記

1 医療機関の意向把握について

道が実施する「地域医療構想の推進に関する意向調査」や医療法第30条の13第4項に基づく病床機能報告等（以下「意向調査等」という。）を活用し、病床機能の転換を計画している医療機関の意向を把握すること。

2 医療機関の開設等の許可申請等の対応について

(1) 病床機能を変更しない又は不足する病床機能への転換を伴う開設等許可への対応

意向調査等により、病床機能を変更せずに、又は不足する病床機能に転換して「移転」、「施設の集約」、「開設者変更」による新規開設を予定する医療機関を把握した場合には、速やかに別紙1「病床機能に係る病院開設等計画書」（以下「計画書」という。）の提出を求め、地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）へ報告し、原則として調整会議で情報共有を行った上で、許可申請に対応すること。

なお、事前に計画を把握する前に、許可の申請が提出されたなど、やむを得ない場合には、許可後であっても調整会議で情報共有すること。

(2) 過剰な病床機能への転換を行う開設等許可への対応

ア 過剰な病床機能へ転換する計画を把握した段階

意向調査等により、管内の医療機関が過剰な病床機能へ転換する計画（意向）を把握した場合には、当該医療機関の開設者に対し、機能の転換について、調整会議での協議が必要であること、また、必要に応じ、調整会議で説明を求められる場合があることを説明し、速やかに計画書の提出を求めること。

また、当該案件については、計画内容等を調整会議に報告し、協議結果を別紙2「地域医療構想調整会議協議結果報告書」（以下「協議結果報告書」という。）により当

課に報告するとともに、開設者に対しては、調整会議での協議結果を踏まえた事業計画の変更等を検討するよう促すこと。

イ 許可申請の段階

計画を把握した段階における調整会議の協議を経て、許可申請が提出された場合は、申請者の対応等を踏まえ、必要に応じて、再協議や開設者に出席を求めることを検討すること。

計画を把握した段階での協議を経ずに許可申請が提出された場合には、申請者に速やかに計画書の提出を求めるとともに、当該案件の概要を調整会議へ報告し、協議結果報告書により結果を当課に報告した上で、許可申請に対応すること。

ウ 許可に関する条件付与について

現在、道内では、多くの圏域で、急性期及び慢性期機能の病床が将来の病床の必要量と比較して過剰な状況にあり、不足する病床機能への転換を促していく必要がある。

このため、過剰な病床機能への転換を伴う許可申請については、医療法第7条第5項の規定に基づき、「圏域で不足する病床機能に係る医療を提供すること」の条件を一律に付すこと。

エ 付与した条件の履行状況の確認等

上記ウにより、許可に当たって条件を付した場合には、条件の履行状況を確認するため、概ね半年ごとを目途に、別紙3「許可条件に対する履行状況報告書」（以下「履行状況報告書」という。）の提出を求めるとともに、当課に報告すること。

なお、報告を踏まえ、医療法第27条の2第1項の規定に基づき、医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて、条件を履行するよう勧告を行う場合があること。

また、医療法第27条の2第2項の規定に基づく命令、医療法第27条の2第3項の規定に基づく公表についても、それぞれの期限経過後、直ちに履行状況報告書の提出を求めた上で、同様の取扱いとすること。

3 開設等許可を伴わない過剰な病床機能への転換への対応について

意向調査等により、開設等許可を伴わずに過剰な病床機能への転換を計画する医療機関を把握した場合は、当該医療機関の開設者に対し、機能転換については、調整会議での協議が必要であること、また、必要に応じ、調整会議で説明を求められる場合があることを説明し、速やかに計画書の提出を求めること。

当該案件について、計画内容等を調整会議に報告し、その結果を協議結果報告書により当課に報告するとともに、開設者に対し、調整会議の協議結果を踏まえ、事業計画の変更等を検討するよう促すこと。

なお、協議結果への対応が十分でない場合については、医療法第30条の16に基づき、医療審議会の意見を聴いて、当該医療機関に対し、不足する病床機能に係る医療を提供することを指示（要請）する場合があること。

4 全病床が稼働していない病棟を有する医療機関への対応について

意向調査等により、病床が全て稼働していない病棟（過去1年間に一度も入院患者を収容していなかった病床のみで構成する病棟をいう。）を有する医療機関を把握した場合には、当該医療機関の今後の意向に応じて、次のとおり対応すること。

ア 病床機能を変更しない、又は不足する病床機能に転換して再稼働する場合

速やかに計画書を提出させ、再開届（医療機関を休止している場合に限る。）を受理するとともに、その概要を調整会議で情報共有すること。

イ 過剰な病床機能に転換して再稼働する場合

開設等許可を伴う場合は、2（2）アと、開設等許可を伴わない場合は、3と同様に対応すること。

連絡先：医務薬務グループ

電話 011-231-4111 ext. 25-350

FAX 011-232-4108

提出日：	年	月	日
------	---	---	---

許可条件に対する履行状況報告書

■医療機関の現状

医療機関等の概要	開設者				
	施設名				
	所在地				
	標榜科目				
	病床機能	【前回報告時】	高度急性期	床、急性期	床
		回復期	床、慢性期	床	
	【今回】	高度急性期	床、急性期	床	
		回復期	床、慢性期	床	

■取組状況・地域医療構想を踏まえつつ条件を履行するための計画など

--